り様を証言している。一つの病院で、一種のガンで６千人が死亡ーということが事実なら、この死の背後には、既に何十万人もの住民の、ガンや免疫性低下による数々の病死ーという恐るべき事態が進行していることになるのだ。

（４）ヨーロッパの人々が生殖能力を失うことは避けようがないーと、オーストリアの医学博士が警告

このクーリア紙の特集号が発行された１１日後の２月１８日、再び同紙に、更に恐るべき記事が掲載された。その記事は、ヨーロッパで最初に試験管ベビーを誕生させた世界的に著名な医師のオーストリーのビィルフリート・ファイヒティンガー博士の研究結果を明らかにしたものだ。同博士は記事のコメントで「最初は研究結果を全く信じることができなかった。子供を望む夫婦は今すぐ子供をもうけるべきだろう。ヨーロッパの人々が生殖能力を失うことは避けようがない」と断言している。同博士の研究によると「最近は、かなり高い割合で（女性の）卵細胞のなかにセシウムの濃縮が確認される。博士がオーストリアの原子物理研究所に分析させたサンプルのうち、４分の３が放射能に汚染されていることが明らかになった」。「セシウム１３７は半減期が３０年であり、一世代の間に放射能は軽減されない。このセシウム１３７が女性を不妊にさせるのだ」。「女性と同様、男性も、チェルノブイリによってもたらされた放射能汚染に見舞われている。しかも、これら（精子）は、女性の卵胞液と比べて、約１０倍のレベルの放射能に汚染されていた」（甲２９号証の４、ｐ１１６）となっている。

更に、この記事を書いた同紙のニキ・グラッタウアー記者は「この結論に達する上で、博士は、アメリカ合衆国の女性を対象とした研究を並行して行なっていた。アメリカでは、１９５０年代に行なわれた核実験の後で、セシウム１３７の放射線に晒されていた女性たちの４人に１人が、今日、ほぼ１００％子供をもてない体になっていることが判明している。（更に）調査の対象になった人のうち、当時子供だった者は、今や、ひとりとして子供を持つことができないのだ。実際、これがまた、チェルノブイリの破局なのである。つまり、ひとつの世代全体の不妊という脅威が……」と訴えている（同右号証、ｐ１１４）。

（以下次号に）

会計報告（'90.7/1～7/31）

収入	
会費	６６，０００
ニュース講読料	１２６，０００
コピー代金	６，５００
計	１９８，５００
支出	
ニュース印刷代	１６，４８０
郵送料	１０，６３５
振替手数料	１，３４０
資料費	５，３３０
事務用品費	１，０４７
弁護団会議補助	２，８００
ゼロックスリース料	１０，３００
ゼロックスコピー料	２２，２６９
計	８５，２０１
差引	１１３，２９９
積立金合計	２，８３７，８４６

伊方訴訟ニュース

第 204 号
1990年 8 月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

伊方２号炉

松山地検が「出力調整試験」を不起訴に

一昨年２月、伊方２号炉での「出力調整試験」は日本中をゆるがし、それまで「いかた」を全く知らなかった多くの人々も巨大な波に加わった。

その「試験」が強行された直後に、「違法な行為をした四電などの関係者を告発しよう」という声が起こった。そして、愛媛県外も含め合計２０８２人の人々が、４次にわたって松山地検に告発状を提出してきた。

それに対して松山地検は、２年以上も経ったさる７月２２日、「試験」を強行した五電力会社の社長らの罪を問う嫌疑なし、ということで不起訴処分にすることを決め、告発人らに書面で通知した。しかも、その書面には、なぜ不起訴処分にしたか、という理由は全く書かれていなかったという。

告発人らが「『試験』は違法」とした根拠は、次の２点であった。

①伊方２号炉の設置許可申請の際に四電が国に提出した書面には「伊方発電所２号炉は、１号炉の場合と同様に商業発電用として使用する」と明記されている。当然、そのことが設置許可の条件になっているのに、研究用原子炉でやるべき「試験」を強行したのは、明らかな違法行為である。

②さらに、四電が国に提出した同じ書面には、「伊方発電所２号炉は、基底負荷用として高負荷率運転を行なう予定」と明記されている。つまり、一日の間に急激に原子炉の出力（負荷）を変化させる「出力調整運転」をやらない条件で、２号炉の設置が許可されていた。従って「試験」の違法は明かである。

そして告発人らは、上記の主張を裏付ける多くの証拠を松山地検に提出し、次のような点を強調してきた。

（１）「試験」は、まかり間違えば重大事故につながる極めて危険な実験であったこと。

（２）今回の「試験」は、原子力安全委員会ですら、やってはならないとしている種類の実験であったこと。

（３）原子炉設置許可の際の安全審査でも、「出力調整運転」を想定していなかったことを、原子力安全委員会の内田委員長や四電の重役も認めていたこと。

ところで、世論に押された形で、記者会見に応じた松山地検は、「『試験』は設置許可の範囲内で行なわれたと判断した」と、不起訴処分の理由らしいものを語り、同時に、理由の説明を求めている告発人らに「できるだけ妥当な対応をしたい」と述べた、とのこと

である。

告発人らは、松山地検に会見を申し入れるとともに、不起訴処分の不当を明らかにするために、松山検察審査会に対し、不服申し立てをする準備を進めている。

原告準備書面

ーチェルノブイリ原発事故と災害評価の失当（５）ー

（１９９０年6月７日提出）

（その２）

（２）セシウム被ばくの恐怖

同報告記事の中で、右の調査後、更に同年６月に実施した調査によって、セシウム１３７（^{137}Ｃｓ）による放射能汚染分布の状況も明らかにされた。同分布図でみても「特にすさまじい放射能レベル」とされている１Ｋｍ^{2}あたり４０キュリー（Ｃｉ）以上の汚染地域が、チェル原発周辺でも７０Ｋｍから８０Ｋｍ離れた地域に及んでいる（甲２９号証の１，ｐ４，ｐ１３，ｐii）。また、チェル原発より、北へ１４０Ｋｍ離れた白ロシア共和国のゴメリ市から、更に北へ１００Ｋｍ離れた地域にも、この４０Ｃｉ以上の高濃度汚染地域が広範囲に存在していることが示されている（右号証、ｐ１５，ｐiii）。そして、このセシウム１３４，１３７という放射性核種による汚染は、調査サンプルの５０％を占めていた（右号証、ｐ４）。

セシウム１３７の半減期、つまり、生命・人体を破壊し、死滅させる放射線の量が半分になるまでの期間は、３０年である。一度、セシウム１３７が放出され、周辺環境に沈着すれば、その地域は９０年すぎても、当初の８分の１の放射線被ばくをうける危険地帯のままである。例えば、チェル原発より約３００Ｋｍ離れた白ロシア共和国モギリヨフ州の村落で、１Ｋｍ^{2}あたり１４０Ｃｉの放射能汚染が、１９８９年７月の時点で計測されている。先の通り、この汚染にはセシウム１３７が大きく寄与していると考えられるが（甲２８号証の１９）、この地域は、約百年後であっても、１Ｋｍ^{2}あたり１７～１８Ｃｉもの放射能汚染が残ることになる。この値は、我が国なら、放射線現場の作業員ですら、立ち入れないという高い汚染値なのである（右号証の１７）。

セシウムは核燃料が燃えれば、必然的に発生する核種である。そしてセシウムは、摂氏７６０度で沸点に達し、ガス状となる揮発性核種でもある（乙２５号証、ｐ５７）。その上に、このセシウム１３７は、カルシウムと同じ特性を持ち、人体に吸収すると、骨に集まり、さらに全身の筋肉組織にも広がり、身体のいたるところに、肉腫、ガンをつくるという恐るべき放射能核種だ。

この上に、被告ら提出の証拠によってだけでも、半減期２８年で、骨ずいを破壊するストロンチウム９０を始め、百万分の１グラムで肺ガンを発生させる半減期２万４千年（書き違いではない）のプルトニウム２３９も含め、主なものだけでも２２種類の核種がチェル原発から、外部に放出されている（乙２５号証、ｐ６２）。

（３）チェルノブイリ４年目の地獄

ー人口２千万人の白ロシアで、２２０万人が危険地域に住み、一つの病院で６千人が甲状腺ガンで死亡しているー

では、これらセシウム１３７やストロンチウム９０などの放出によって、原発の周辺、ソ連、ヨーロッパ諸国は、どのような状態となっているのか。事故より４年過ぎた現在、その悲惨な実態が、遂に現実のこととなって、我々の前に現われてきたのである。

即ち、本年、１９９０年2月１７日、オーストリアの全国紙「クーリア」紙に「チェルノブイリの大惨事、今や死刑宣告」との見出しがついた特集記事が掲載された（甲２９号証の２。以下引用文は同号証）。

その記事で明らかにされたソ連国内の実状は「人口１千万人の白ロシア共和国では、国土の半分の地域が汚染されている」というものであった。白ロシア共和国の国土面積は２０万８千Ｋｍ^{2}で、その半分の１０万４千Ｋｍ^{2}という面積は、我が国でいえば、四国四県、九州の沖縄県を含む８県、中国地方の６県、合わせて１８県の総面積１０万３１８３Ｋｍ^{2}にほぼ等しい。注意しなければならないことは、この「汚染地域」という意味は、単なる汚染ではなく、そこに長く居れば人体にダメージを与えるだけの放射線をうけるーという意味である。

そして記事は続く。「２２０万人が放射線のペストに侵されている。ここ数ケ月で、ミンスクの周辺で、６千人が甲状腺ガンで死亡した。３０万人の人間が汚染された故郷を去らなければならない」とし、更に、「しかも（人々は）その事実を知らずに（３年以上）生活してきた。現在、この一帯の放射線の強さは、実に、事故直後の１９８６年、チェルノブイリ災害地域に指定された場所と同じ危険度なのである」と記している。このミンスクという都市は、白ロシア共和国の首都であるが、チェル原発からは北へ約３５０Ｋｍ近く離れた都市である。

同記事は更に「南東部の高いところでは、実に（許容限界値の）百倍を超えるセシウムの放射線にさらされている。子供は４人に１人が白血病になり、ガンによる死亡は２才の子供にまで及んでいる。この土地の人々は、どうして許容限界の３５倍を超える放射能レベルの農地に種を撒き、作物を収穫することが許されているのか」と驚きの声を発している。

ちなみに、この記事でいう許容限界値とは、現在、我が国が採用している年間１００ミリレムより５倍も高い数値なのである。無論、だからといって我が国が特段進んでいるわけではなく、我が国の採用した線量は、すでに国際放射線防護委員会が、１９７７年に勧告していた。にもかかわらず、１２年にも亘って無視し続けた挙げ句に、やっと昨年採用したものである。またその線量すら、早くも見直しが迫られているのである（甲２９号証の３）。

同記事に戻る。すさまじい実態の証言が更に続く。「（チェル原発から）３００Ｋｍまで危険な状態になっている。事故から４年たった今、その被害が目に見え始めた。甲状腺、唇、食道、胃などのガンが増加し、ここ何ケ月かの間に何千人もの人が死亡している。居住するのは不可能である。汚染された地域では、今後、１千年もの間、危険な状態が続く。医学的に解析すると、１Ｋｍ^{2}あたり４０Ｃｉ以上の放射線がある場所では死亡する危険性が高い」。「ミンスクのアクサコフシュトチナ病院では、これまで６千人のガン死亡者が記録されている」と、ソ連の穀倉地帯であった豊かな大地と、そこに住む人々の悲惨な変